○国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則（抜粋）

第7節　図書館

（図書館）

第32条　本学に次の図書館を置き，4館を総称して「附属図書館」という。

(1)　第29条第3項第1号に規定する中央図書館

(2)　医学部図書館

(3)　工学部図書館

(4)　農学部図書館

2　図書館に関し必要な事項は，別に定める。

附　則（令和4年12月21日）

1　この規則は，令和5年4月1日から施行する。